

最低賃金引き上げ

平成 30 年 10 月より最低賃金が約 3% 上がり引き上げ額が過去最高になりました。

都道府県	改定前	改定後	効力発生日
東京都	958 円	985 円	平成 30 年 10 月 1 日
神奈川県	956 円	983 円	平成 30 年 10 月 1 日
埼玉県	871 円	898 円	平成 30 年 10 月 1 日
千葉県	868 円	895 円	平成 30 年 10 月 1 日
茨城県	796 円	822 円	平成 30 年 10 月 1 日
山梨県	784 円	810 円	平成 30 年 10 月 3 日

知らぬ間に最低賃金割れとなってしまうことがないよう、従業員の給与や求人の際に提示している賃金額の見直しをしましょう。

【東京都で働く A さんの賃金の判定 :

1 日 8 時間／月の勤務日数 21 日の場合】

基本給	170,000 円
職務手当	10,000 円
交通費	10,000 円
残業手当	20,000 円
計	210,000 円

A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金（交通費・残業手当）を除きます。
職務手当は除外されません。
 $210,000 \text{ 円} - (10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = 180,000 \text{ 円}$
 $180,000 \text{ 円} \div (8 \text{ h} * 21 \text{ 日}) = 1,071 \text{ 円} > 985 \text{ 円}$
となり **最低賃金以上** となっています。